

車検・自賠責保険切れの車は運転できません

当署管内では、車検と自賠責保険が切れた車を運転した違反が相次いでいます。

このような車で事故を起こし、相手にケガをさせた場合、
保険が適用されず、治療費が支払われない
事になります。

このほか、運転免許上の行政処分が

無車検運行 6点

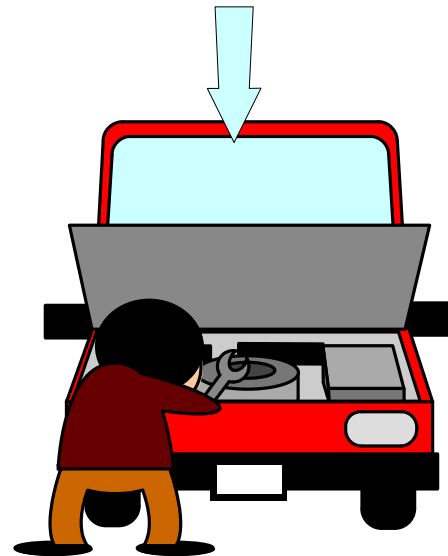
無保険運行 6点

と1回の違反でも免許停止処分に該当します。また、罰則も

6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金

となっています。運転前に、車検証やフロントガラスの車検のステッカーを確認しましょう。

車検のステッカー
貼付位置



北秋田警察署